

# 福岡県公報

平成26年5月23日  
第3596号

## 目次

### 告示 (第458号 - 第472号)

○パーキング・メーター作動手数料の収納事務の委託 (警察本部会計課) ……………	1
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) ……………	3
○福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託 (県営住宅課) ……………	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) ……………	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) ……………	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) ……………	6
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) ……………	7
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) ……………	7
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) ……………	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ……………	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ……………	8
<b>公 告</b>	
○県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) ……………	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……………	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……………	8
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……………	9

○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……………	9
○樋井川水系に係る河川整備計画 (河川課) ……………	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ……………	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……………	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……………	11
○土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) ……………	11
○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ……………	11
○福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者の募集 (健康増進課) ……………	11

### 監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) ……………	13
○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………	15

### 収用委員会

○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用地課) ……………	18
-------------------------------------	----

## 告 示

### 福岡県告示第458号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定に基づき、パーキング・メーター作動手数料の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 委託先及び所在地

##### (1) 福岡・筑後地区

伸和サービス株式会社

大阪市北区天神橋7丁目7番5号

##### (2) 北九州・筑豊地区

伸和サービス株式会社

大阪市北区天神橋7丁目7番5号

2 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**福岡県告示第459号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	浮 羽 草 野 線 久留米	前	久留米市田主丸町石垣 498番2先から 久留米市田主丸町石垣 567番1先まで	10.4 ～ 13.6	44.6
			後	久留米市田主丸町石垣 498番2先から 久留米市田主丸町石垣 567番1先まで	10.4 ～ 17.6	

**福岡県告示第460号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

久留米	県 道	田主丸 停車場 線 石 垣	前	久留米市田主丸町石垣 689番1先から 久留米市田主丸町石垣 497番1先まで	11.0 ～ 19.4	656.0
			後	久留米市田主丸町石垣 689番1先から 久留米市田主丸町石垣 497番1先まで	10.0 ～ 16.2	

**福岡県告示第461号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	442号	三潞郡大木町大字八町牟田797番4先から 三潞郡大木町大字八町牟田783番1先まで

**福岡県告示第462号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

南筑後	久留米 柳川線	三潞郡大木町大字八町牟田177番3先から 三潞郡大木町大字八町牟田104番2先まで
-----	------------	--

### 福岡県告示第463号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 起業者の名称

北九州市

#### 2 事業の種類

北九州都市計画都市高速鉄道事業4号（九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線）に伴う九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線に係る仮線保全事業（福岡県北九州市八幡西区折尾五丁目地内から同区西折尾町地内まで）

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

なし

##### (2) 使用の部分

福岡県北九州市八幡西区折尾五丁目地内から同区西折尾町地内まで

#### 4 事業の認定をした理由

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、北九州都市計画都市高速鉄道事業4号（九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線）に伴う九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線（以下「JR鹿児島本線」という。）の北九州市八幡西区長崎町地内から同区美吉野町地内までの2,144mの区間の高架化事業（以下「本体事業」という。）に欠くことができない、同区堀川町地内から同区西折尾町地内までの延長645mの区間を全体計画区間とするJR鹿児島本線仮線工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本体事業については、北九州都市計画都市高速鉄道事業4号九州旅客鉄道株式会

社鹿児島本線及び5号九州旅客鉄道株式会社筑豊本線（以下「折尾駅周辺連続立体交差事業」という。）が都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の都市計画事業の認可を受けて事業を施行していることから、同法第69条の規定により、土地収用法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなされ、同法の規定が適用されるとともに、都市計画法第70条の規定により、当該認可をもって土地収用法第20条の規定による事業の認定に代えるものとし、当該認可の告示（当初の認可の告示は平成17年3月福岡県告示第387号。最終の認可の告示は平成25年10月福岡県告示1495号。）をもって土地収用法の規定による事業の認定の告示とみなされる。すなわち、本体事業は折尾駅周辺連続立体交差事業の一部をなすものであることから、当該認可の告示をもって土地収用法の規定による事業の認定の告示とみなされるが、本件事業は当該認可を受けた本体事業の範囲外の事業であるため、土地収用法の規定に基づき、事業の認定の申請があったものである。

本件事業は、本体事業の施行期間中もJR鹿児島本線の公共交通機関としての機能を維持するために、現在一時使用している一次仮線を保全する事業であり、本体事業のために欠くことができない施設に関する事業であることから、土地収用法第3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

(1)で述べたように、本体事業は都市計画事業の認可を受けた折尾駅周辺連続立体交差事業の一部をなすものであることから、起業者である北九州市は本体事業を施行する権限に加え、これを遂行する十分な意思と能力を有すると認められ、本体事業を施行するために欠くことができない本件事業についても、これを遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

折尾駅周辺連続立体交差事業は、折尾駅を含むJR鹿児島本線、九州旅客鉄道

株式会社筑豊本線（以下「JR筑豊本線」という。）及び鹿児島貨物線（JR筑豊本線とJR鹿児島本線を直接結ぶ支線。以下「短絡線」という。）を高架化し、9箇所の平面踏切を除却することにより、道路と鉄道との平面交差に起因する慢性的な交通渋滞の緩和及び踏切事故の危険性の解消を図るとともに、折尾地区の一体的な市街地形成を図ること等を目的とする事業であり、本体事業はその一部をなすものである。

北九州市においては、市街地を東西に横断するJR鹿児島本線と、周防灘に沿って南北に縦断する九州旅客鉄道株式会社日豊本線が市内鉄道網の骨格をなし、これに直方市及び飯塚市を經由して筑紫野市へ至るJR筑豊本線と田川市を經由して大分県日田市へ至る九州旅客鉄道株式会社日田彦山線等が有機的に接続して幹線鉄道網を形成している。

JR鹿児島本線は、北九州市門司区の門司港駅を起点とし、福岡市博多区の博多駅、熊本県熊本市の熊本駅等を經由して同県八代市の八代駅までと、鹿児島県薩摩川内市の川内駅から同県鹿児島市の鹿児島駅までを結ぶ営業距離281.6kmの幹線鉄道である。また、北九州市八幡西区内の折尾駅においてJR筑豊本線及び短絡線と接続し、同市内だけでなく福岡県筑豊地域方面への旅客輸送手段としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、折尾地区の中心部においては、JR鹿児島本線が盛土構造で東西に横断し、また、JR筑豊本線と短絡線が地上レベル（構造物の築造を伴わない平面的な軌道配線をいう。）で南北に縦断しているため、市街地が分断され、折尾駅周辺の一体的な市街地形成が妨げられているばかりではなく、自動車をはじめとする都市交通の円滑な流れが阻害され、踏切を通過する車両のために慢性的な交通渋滞が発生しており、折尾地区市街地の均衡ある発展を妨げる大きな要因となっている。

折尾駅周辺連続立体交差事業の完成により、折尾地区の慢性的な交通渋滞の緩和及び踏切事故の危険性の解消が図られるとともに、道路と鉄道の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することで、都市機能の健全化が図られる。

また、折尾駅周辺連続立体交差事業が折尾駅周辺総合整備計画において折尾土地区画整理事業及び街路事業と併せて施行されることにより、これまで鉄道によ

り分断されていた折尾地区市街地の一体化による均衡のとれた発展が促進され、「北九州市ルネッサンス構想」に基づく「西部アカデミアゾーン」として相応しい折尾地区市街地の総合整備を図ることができる。

本件事業は、本体事業の施行期間中もJR鹿児島本線の公共交通機関としての機能を維持するために、JR鹿児島本線の現在線に沿った隣接地等を一時使用し敷設している一次仮線を存置及び保全することを目的とする事業であり、安全かつ安定的な輸送を確保するために、本体事業を施行するうえで必要不可欠なものである。

なお、本体事業及び本件事業が生活環境等へ与える影響については、折尾駅周辺連続立体交差事業について環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）に定める環境影響評価の対象事業となっていないものの、起業者である北九州市が列車の運行並びに本体事業及び本件事業の施行に起因する環境に与える影響について、任意で現地調査や既存資料等を基に検討を行っている。

その結果によると、騒音及び振動については列車の運行時には環境基準等を達成することが予測されている。また、日照については一部に日照阻害が生じると予測されるものの、設計段階で検討を行い、適切な対策を講じることとしている。さらに、電波については一部に電波障害が予測されるものの、工事前に現地調査を行い、その結果を踏まえて適切に対策を講じることとしている。

以上のことから、折尾駅周辺連続立体交差事業の一部をなす本体事業及び本件事業を施行するために欠くことができない本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

アで述べたように、本体事業及び本件事業の施行に起因する環境に与える影響について、起業者が任意で現地調査や既存資料等を基に検討を行った結果によると、希少な動植物に与える影響については、本体事業及び本件事業の区間には、分布は特に認められないこと等から、自然環境に与える影響は小さいと考えられる。

また、本体事業及び本件事業の区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法

律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

以上のことから、本体事業及び本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

##### (ア) 本体事業

折尾駅周辺連続立体交差事業における鉄道の立体化計画の決定に当たっては、路線を現在の位置において立体交差させる配線である「現位置立体化案」と路線を必要最低限迂回させる「迂回ルート案」の2案について比較検討がなされている。

「現位置立体化案」については、立体化方式は「J R筑豊本線3階高架+短絡線2階高架+J R鹿児島本線2階高架」の組み合わせによる全線高架方式とし、施工方式はJ R筑豊本線及び短絡線を別線工法、J R鹿児島本線を仮線工法とする工法が採用されている。しかし、高架化に当たり、一般国道3号及び県道有毛引野線の各道路橋の桁下空間が不足するため、各道路について約4mの高上げが必要となり、さらに、短絡線は現規定の最小曲線半径に基づいて高架化すると、駅部がJ R鹿児島本線及びJ R筑豊本線の駅部から一層分離されるという課題がある。

これに対し、「迂回ルート案」は、J R鹿児島本線は現位置のまま、J R筑豊本線及び短絡線を必要最低限迂回させるものであり、道路の高上げが不要となるほか、住環境整備事業と一体的に施行することで用地補償費も削減でき、3線の駅部も集約されるなど、「現位置立体化案」の課題を解決でき、合理的な案である。

以上2案について総合的に比較検討した結果、社会的、経済的観点において合理的であると判断される「迂回ルート案」により、折尾駅周辺連続立体交差事業は施行されるものである。

本体事業は、この迂回ルート案による折尾駅周辺連続立体交差事業においてJ R鹿児島本線を高架化するものである。折尾駅周辺連続立体交差事業は、平成16年10月15日付け北九州市告示第394号で、J R鹿児島本線及びJ R筑豊本線について北九州都市計画都市高速鉄道として都市計画変更決定された都市計

画と整合しているものである。

##### (イ) 本件事業

本体事業の施行期間中もJ R鹿児島本線の公共交通機関としての機能を維持するために、J R鹿児島本線の現在線に沿った隣接地等を一時使用し敷設している現在の一次仮線を存置及び保全する方法、新たに現在の一次仮線の北側又は南側に敷設する方法が検討されている。

現在の一次仮線の北側に敷設する場合、現在の一次仮線の北側には一般国道199号(旧道)が供用されているため、一般国道199号の北側に敷設するか一般国道を北側に移設した上で旧道路敷地に敷設することとなり、いずれも仮線区間の大幅な延長を伴うとともに、新たな用地取得を伴う大規模な工事が必要となる。

また、現在の一次仮線の南側に敷設する場合、現在の一次仮線の南側には筑豊本線のトンネルが築造されるため、そのトンネルの上下を横断する必要があるが、現在の折尾駅乗降場(ホーム)での線路の高さを変更しない限り、列車の安全な運行に必要な横断勾配が確保できない。

よって、社会的、技術的及び経済的条件の面から総合的に比較検討を行った結果、既存施設を利用することにより工事施工の必要が生じないことなどにより、現在の一次仮線を存置及び保全することが最も合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

##### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたように、折尾駅周辺連続立体交差事業の完成により、折尾地区の慢性的な交通渋滞の緩和及び踏切事故の危険性の解消が図られるとともに、道路と鉄道の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することができることなどから、本件事業を早

期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

さらに、本件事業に要する期間は、本件事業の施行期間中、J R鹿児島本線の公共交通機関の機能を維持するために、二次仮線を供用開始し一次仮線を撤去するまでの一時的なものであることから、当該期間における使用が相当であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、北九州市から申請のあった北九州都市計画都市高速鉄道事業4号（九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線）に伴う九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線仮線保全事業（福岡県北九州市八幡西区折尾五丁目地内から同区西折尾町地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
北九州市建築都市局折尾総合整備事務所（工事課）

**福岡県告示第464号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**福岡県告示第465号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
116	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 八幡東区役所保健福祉課 北九州市八幡東区食品衛生協会 会長 原田隆好	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 八幡東区役所保健福祉課 北九州市八幡東区食品衛生協会	平成26年3月31日

**福岡県告示第466号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
117	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市総合保健福祉センター4階 北九州市小倉北区食品衛生協会 会長 篠原時彦	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市総合保健福祉センター4階 北九州市小倉北区食品衛生協会	平成26年3月31日

**福岡県告示第467号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日

134	北九州市門司区清滝一丁目1番1号 門司区役所保健福祉課内 北九州市門司区食品衛生協会 会長 岡崎昌司	北九州市門司区清滝一丁目1番1号 門司区役所保健福祉課内 北九州市門司区食品衛生協会	平成26年 3月31日
-----	--	---	----------------

## 福岡県告示第468号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
143	北九州市若松区浜町一丁目1番1号 若松区役所保健福祉課内 若松食品衛生協会 会長 元森昌彦	北九州市若松区浜町一丁目1番1号 若松区役所保健福祉課内 若松食品衛生協会	平成26年 3月31日

## 福岡県告示第469号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
150	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所保健福祉課内 北九州市戸畑区食品衛生協会 会長 竹ノ上時美	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 戸畑区役所保健福祉課内 北九州市戸畑区食品衛生協会	平成26年 3月31日

## 福岡県告示第470号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
507	北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3 社団法人 北九州市食品衛生協会 八幡西支所	北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3 社団法人 北九州市食品衛生協会 八幡西支所	平成26年 3月31日

## 福岡県告示第471号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 杷木星丸
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木星丸字正信
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から9号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と9号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木星丸字正信	1581番2号	1号
	1564番	2号、3号及び5号
	1567番1	4号
	1568番	6号
	1576番1	7号
	1577番	8号及び9号

**福岡県告示第472号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 区域の名称 杷木池田
- 2 区域の所在地 朝倉市杷木池田字立間、字上村
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から11号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と11号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市杷木池田字立間	316番12号	1号、2号及び11号
	316番5	3号及び4号
	313番1	5号
	313番3	6号
	313番4	7号
	314番5	8号
	314番7	9号
朝倉市杷木池田字上村	626番1	10号

**公 告****公告**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営宇留津地区土地改良（暗渠排水）事業変更計画書の写し	平成26年5月23日から 平成26年6月20日まで	築上町役場

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
N P O 法人ウーマンサポート M o r e
  - (2) 代表者の氏名  
井之上 淳子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
豊前市大字畠中50番地1
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らしもっと自分の可能性を見つけ、日常を充実させたいと願う女性に対して地域性を活かした女性支援や子育てに関するサポートや提案をするなどの事業を行い、人との繋がりを通して魅力を発見し、自分を磨くことで誇りをもって生きていく事ができるように支援するための事業を行い、元気で活力のある地域社会の実現へ寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人クリエイティブ・スローライフ

(2) 代表者の氏名

井下田 清智

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大橋三丁目9番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、各専門分野の人々が、まちづくり、社会教育、環境、情報、福祉等のテーマで、住民参画を基本に活動を行うとともに、さまざまな分野の情報交換・連携の機会を設け、市民がゆとりある暮らしを実現できる自己実現の場・福祉社会の創造に寄与することを目的とする。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了しましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字草木字蓮輪940番、941番1、941番2、950番11、952番6、953番2、955番2、955番3、956番2、956番3、964番1及び998番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字草木998番地1

株式会社 平川燃料

代表取締役 平川 一幸

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ソーシャルビジネスモデル事業推進協議会

(2) 代表者の氏名

中瀬 司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市舞の里2丁目7番19号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に対して、健康増進・社会教育・芸術やスポーツの振興、観光の振興・情報化社会の推進と発展・子供の育成と安全に関する事業を行い、不特定多数の住民・団体・企業を支援することで地域の活性化に寄与することを目的とする。

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人結いの郷
- (2) 代表者の氏名  
安永 公佳
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県春日市塚原台3丁目37番地2
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護サービスに関する事業を行うとともに、認知症や介護に関する情報を提供し、まちづくり事業等を通じて地域社会と交流を図る事で、互いに助け合い、個人が尊厳を持ちつつ心豊かに暮らせる社会の醸成に寄与することを目的とする。

#### 公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「樋井川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置く。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年5月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人ボランティアネットワークすくらむ
- (2) 代表者の氏名  
大竹 正二
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県八女郡広川町大字広川205番地3
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、個人又はボランティア団体（グループ）との緩やかなネットワークを築き、自治体との協働、地域の活性化及び交流促進、高齢化社会への対応等、地域の多様なニーズに沿った活動を展開することで、広く住民の社会参加を支援し、よりよいまちづくり、生き甲斐づくりに貢献することを目的とする。

#### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
NPO法人ドリームハート
- (2) 代表者の氏名

荒尾 秀樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市長尾411番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護サービス等の高齢者福祉・障害者福祉に関する事業を通じて、高齢者および障害者とその家族、並びに関係者が将来に「夢」を持ち、健やかで生き生きとした生活を営むことの出来る社会の構築と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年4月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サイレントベアーズスポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

工藤 悟朗

(3) 主たる事務所の所在地

行橋市大字東徳永290番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の幼児から中学生がスポーツに関わる活動を通して行える福祉活動及びスポーツ文化の振興並びにスポーツの普及・育成、競技力・指導力の向上に関する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
豊前中部土地改良区	平成26年5月14日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
三井郡床島堰土地改良区 大村青畑土地改良区	平成26年5月13日

### 公告

福岡県立精神医療センター太宰府病院の指定管理者を次のとおり募集する。

平成26年5月23日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立精神医療センター太宰府病院 (以下「太宰府病院」という。)	太宰府市五条三丁目8番1号

2 予定される指定の期間

平成27年4月1日から平成37年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと思えるときは、その指定を取り消すことがある。

## 3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件を満たしていること。

(1) 福岡県内に主たる事務所又は病院を置く法人であって、次のアからオまでのいずれかに該当するもの。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する者（市町村を除く。）

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち医学部を置く大学を設置しているもの

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち病院を開設しているもの

エ 一般社団法人又は一般財団法人のうち精神保健医療の向上又は病院の運営を目的とするもの

オ 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8に規定する指定病院の指定を受けている病院を開設しているものであって、病床を300床以上有するもの

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指定停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなった日から2年を経過しない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

## 4 指定管理者が行う業務

(1) 太宰府病院における診療に関する業務

(2) 太宰府病院における使用料及び手数料の徴収に関する業務

(3) 太宰府病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

## 5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当する者の中から太宰府病院の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われるものを指定管理者として指定する。

(1) 太宰府病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) その事業計画の内容が県の精神医療の中核機関としての良質な医療の提供が図られるものであること。

(3) 他の精神科病院及び精神医療に関する団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであること。

(4) その事業計画の内容が太宰府病院の利用を促進し、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(5) 精神医療に関する知識及び経験を有する必要な数の職員を確保する見込みがあること。

## 6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期限内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 法人の事業及び活動内容に関する書類

ウ 法人の財務状況に関する書類

エ 開設している病院がある場合は、その事業実績に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成26年5月16日（金）から平成26年7月14日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請があったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。  
募集要領の配布は、平成26年5月16日（金）から平成26年7月14日（月）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

平成26年5月27日（火）午前10時00分から、太宰府病院において公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）を参照のこと。

7 その他

県は、指定管理者と太宰府病院の管理に関する協定を締結し、管理に関する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室（行政棟南棟2階）

電話：(092) 643-3265

FAX：(092) 643-3271

E-mail：kenko@pref.fukuoka.lg.jp

**監査委員**

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査結果の報告（平成26年3月27日25監総第958号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月23日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

福 警 会 第 5 0 9 号  
 平成26年4月24日

福岡県監査委員 小 正 伸 殿  
 同 伊 藤 龍 峰 殿  
 同 行 正 晴 實 殿  
 同 田 中 正 勝 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	建物貸付料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。	調定の遅延を生じさせないため、事務の管理を徹底し、再発防止に努める。
	道路使用許可手数料において、領収証紙と消印証紙日計表とが一致していないものがあった。	関係書類の確実な点検を行うことにより、事務の管理を徹底し、再発防止に努める。

**監査公表第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関34か所について実施した随時監査結果の報告（平成26年3月27日25監総第958号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月23日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

26教財第34号  
平成26年4月21日

福岡県監査委員 小 伊 行 田 殿  
同 藤 正 中 殿  
同 龍 晴 正 殿  
同 伸 峰 實 勝 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部署名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	タクシーの借上げに係る契約が締結されていなかった。	再発防止策として、契約に関する職員相互のチェック体制を強化し、契約書作成漏れが起こらないよう適正な事務処理に努める。

福 警 会 第 5 1 0 号  
平成26年4月24日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 田 中 正 勝 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	県外出張において、指定された宿泊施設の室料を、実費ではなく定額で計算したため、支給過となっていた。	支給過については、速やかに返納手続を行った。今後は、法令等に従った適正な事務処理を行い、再発防止に努める。

## 収用委員会

### 福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成26年6月13日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成26年5月23日

福岡県収用委員会

#### 1 事件名

平成24年度福収権第11号事件、平成24年度福収明第11号事件及び平成24年度福収明第12号事件

#### 2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

#### 3 通知を受けるべき者

豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹の所有者

稲葉ムツ子、上田佳央、宇吹峰子、大山和徳、尾崎易子、上玉利ツル子、河野誠、木村康雄、久留島昌子、後藤あり子、柴垣保也、末並公俊、田渕ますみ、友松仁美、長田あゆみ、西岡直智、長谷川愛貴、原栄実子、古屋政則、松尾園子、松本信子、丸山廣子、吉清水倫子及び吉本梢並びに豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹を所有する氏名及び住所不明の者

#### 4 通知すべき書類

平成26年5月15日付け24福収第19号-69、24福収第20号-69「審理の開催について」